2020年6月16日 №.94

http://www.n-icp.it

名古屋市中区王の丸三丁目 1 -- 1 電話052 (972) 2071 FAX052 (972) 4190 発行・日本共産党名古屋市会議員団

国民健康保険料 納入通知書が来たらチェックを



特別軽減は郵送で申請できます!

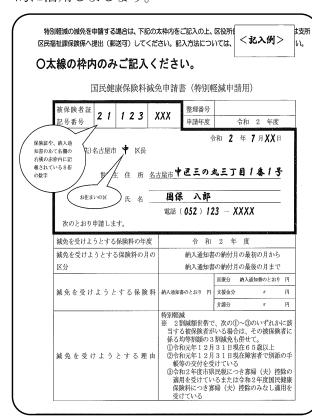
(!)マークのついた案内チラシが届いたら、必ず減免されます

保険料納入通知書と一緒に、「!」マークのついた「国民健康保険料の軽減制度のご案内」チラシと「国民健康保険料減免申請書(特別軽減申請用)」が同封されてきた世帯は、申請すれば保険料が減免され、必ず保険料が下がります。

特別軽減は、国保加入者の2人に1人が該当していますが窓口に申請しなければ減免されず、対象者の3割の方しか減免されていませんでした。

今年は郵送で申請できます。送られてきた申請用紙に保険証の記号番号、住所、 氏名、電話番号、申請日を記入するだけ。 ただし返信用封筒と切手はご用意ください。 宛先は各区役所の保険年金課保険 係または支所区民福祉課保険係です。

窓口でも手続きできますが、コロナ対応 で混雑を避けるための郵送措置です。 積極 的に活用しましょう。



保険料納付通知書と一緒に同封される案内チラシ

令和2年度 国民健康保険料の軽減制度のご案内

あなたの世帯は、下記①の「保険料の滅額」に該当している世帯です。 お住まいの区の区役所保険年金課保険係または支所区民福祉課保険係に 納期限(最後の納付月の末日)まで(例:令和3年3月まで月割額がある世帯の方は、 令和3年3月31日まで)に申請していただくと保険料が軽減されます。 ただし、納期限までに申請かできないご事情がある機合はご相談ください。 ※合和2年度分の申請がお済みの場合は、再度申請する必要はありません。 また、保険料を軽減するため、さまざまな軽減制度を下記のように設けていますのでご確認ください。

☆世帯単位で判定する減免制度

	減免の要件	減免される額	申請に 必要なもの	
①特別軽減	「保険料の減額(※)」に該当している世帯 ※「保険料の減額」につきましては裏面をご覧ください	被保険者1人につき 年間2,000円 (加入月数により月割り)	保険証	
②2割減免	「保険料の滅額」が適用されていない世帯で、 令和元年中の所得の合計が「66万円+(35万円× 破保険首数)」以下の世帯 (別)1人世帯:66万円+(35万円×1人)=101万円以下	均等割額の2割	保険証	
③所得激減	以下の条件をすべて潜たす世帯 - 令和元年中の所得が1,000万円以下の世帯 - 申請月の属する年の見込所得が264万円以下の世帯 - 申請月の属する年の見込所得が264万円以下の世帯 - 申請月の属する年の見込所得が各和元年中の所得の 8/10以下に減少する世帯	所得割額の 3割から7割	・申請月の属 する年の世帯 全員 (世帯主と被保 険者全員)の収 入がわかる資	
④事業の 休止・廃止	事業を休止・廃止したことにより、申請月の属する年の見込所得が赤字となる世帯	保険料額の7割	料 (給与明細、 帳簿など) ・保険証	
⑤災害減免	災害により、居住する家屋に全壊(全焼)、半壊(半焼)、床上漫水 の被害を受けた世帯	災害発生月から6か 月以内の保険料額の 全額または5割	り災証明書または 被災証明書保険証	

☆個人単位で判定する減免制度

	減免の要件	減免される額	申請に必要なもの
⑥3割減免 (障害・ 寡婦・寡夫)	令和元年12月31日現在、障害者の方(障害者手帳・愛護 手帳の交付を受けている方等)または 郷郷・募夫の方のうち、次のいきがいた該当する方 ・当該後限度の合称元年中の所得が125万円 以下である ・「保険料の減額」のうち、「均等割額の2割の減額」 が適用されている世帯に属している	当該被保険者の 均等割額の3割 (「均等割額の2	・障害者の方は 障害がわかるもの (障害者手帳・ 愛護手帳など) ・保険証
⑦3割減免 (高齢者)	令和元年12月31日現在、65歳以上の方 のうち、次のいずれかに該当する方 ・当該確保総合令和元年中の所得が35万円 以下である ・1保険料の減額」のうち、「均等割額の2割の減額」 が適用されている世帯に属している	割の減額」が適用 されている場合は 差額の1割)	保険証

申請には令和1年中の所得の申告 が必要です。済ましていない方は すみやかに所得の申告を。



所得が激減した方への減免は二つに!

- ●所得激減減免=前年所得が1000万円以下で、今年の見込み所得が264万円以下、かつ前年の8割以下に減少する世帯。所得割が3~7割減免に。
- ●新型コロナウイルス感染症による収入減の減免
- =前年所得が1000万円以下で、前年比3割以上の減少が見込まれ、かつ収入以外の所得(株の配当など)が400万円以下。保険料の2割から全額減免。